

令和2年(2020年)第4回ニセコ町議会臨時会

令和2年(2020年)5月18日(月曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 請負契約の締結について(ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事)
- 5 議案第2号 町税条例の一部を改正する条例
- 6 議案第3号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
- 7 議案第4号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

○出席議員(10名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

| | |
|---------|------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 林知己 |
| 総務課長 | 阿部信幸 |
| 企画環境課参事 | 柏木邦子 |
| 税務課長 | 芳賀善範 |
| 町民生活課長 | 中村正人 |
| 保健福祉課長 | 桜井幸則 |
| 商工観光課長 | 福村一広 |
| 建設課長 | 高瀬達矢 |
| 上下水道課長 | 石山康行 |
| 総務係長 | 馬淵淳 |
| 財政係長 | 島崎貴義 |

教 育 長 菊 地 博
学 校 教 育 課 長 前 原 功 治

○出席事務局職員

事 務 局 長 佐 竹 祐 子
書 記 中 野 秀 美

開会 午前9時58分

◎開会の宣告

○議長（猪狩 一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩 一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩 一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番、青羽雄士君、1番、篠原正男君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩 一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩 一郎君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、阿部信幸君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、商工観光課長、福村一広君、建設課長、高瀬達也君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、以上の諸君です。

◎日程第4 議案第1号から日程第7 議案第4号

○議長（猪狩 一郎君） 日程第4、議案第1号 請負契約の締結について（ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事）の件から、日程第7、議案第4号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件までの4件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

日程第4、議案第1号 請負契約の締結について説明をいたします。議案の2ページをお開きください。

議案第1号 請負契約の締結について（ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事）。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。記、1 契約の目的、ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事、2 契約の方法、指名競争入札、3 契約金額9,460万円、4 契約の相手方、志田・長澤経常建設共同企業体、代表者 虻田郡ニセコ町字有島90番地22、株式会社志田建設、代表取締役 秋田谷守。令和2年(2020年)5月18日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事に係る契約に関するものでございます。本工事は、曾我地区の林道ニセコ東山線に平成6年度に布設された水道管を更新するものです。内容として口径75mmが延長1,396.7m、口径100mmが397.2m、口径150mmが940.6mとなっております。いずれも耐震管へ布設替えする工事です。4月21日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮して、ニセコ町の事業者1社、倶知安町の事業者4社、真狩村の事業者1社、経常建設共同企業体事業者1社、計7社を指名いたしました。5月14日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が8,810万円、最低額が8,600万円となりまして、志田・長澤経常建設共同企業体に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は97.33%でございます。工事の工期については、議決の後、令和2年11月30日までを予定しております。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第5、議案第2号 町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案4ページをお開きください。

議案第2号、町税条例の一部を改正する条例。

町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和2年(2020年)5月18日、ニセコ町長 片山健也。

議案6ページをお開きください。下段の提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴いまして、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。この町税条例の一部改正の内容につきましては、別冊の説明資料と新旧対照表により説明をしたいと思います。別冊説明資料の1ページをご覧ください。まず、改正の趣旨について読み上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長。また、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続きについての規定。個人町民税において、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄したものへの寄付金控除適用及び住宅ローン控除の適用要件の弾力化の整備などについて、所要の改正を行う必要がございます。改正の概要としては、まず一つ目に新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える改正。また、生産性向上特別措置法の改正を前提

に、適用期限を2年延長する改正でございます。二つ目には、軽自動車税環境性能割について、令和3年3月31日までに取得したものの税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長する改正。三つ目に、地方税法の規定により収入が大幅に減少、これは前年同期比概ね20%以上の減少ですが、その大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設けますが、この規定において条例に委任されている事項を規定します。四つ目に、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金控除の特例について規定をいたします。最後五つ目に新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例については、1年間延長する改正となります。次に、改正条例の個別条項の改正内容ですが、まず第1条の改正につきましては、新旧対照表の1ページとなります。附則第10条では法律改正に合わせた既定の整備となっております。附則第10条の2は法律改正に合わせて、わがまち特例の特例率について規定をしております。附則第15条の2は軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長する改正となっております。新旧対照表の2ページになります。附則第24条では徴収猶予の特例に係る事項の細目を規定しております。次に第2条による改正では、新旧対照表では3ページになります。附則第10条、並びに附則第10条の2は法律改正に合わせた既定の整備となっております。附則第25条は寄付金税額控除の特例に係る事項の細目を規定しております。新旧対照表では4ページになります。附則第26条は住宅借入金等特別税額控除の特例に係る事項の改正となっております。

議案の6ページ上段にお戻りいただきまして附則でございますが、第1条この条例は公布の日から施行いたします。ただし第2条の規定は令和3年1月1日から施行いたします。

最後に、下段の町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴うものでございますので、住民参加の手続きを要しないとしています。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第6、議案第3号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。横長の議案になります。

議案第3号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,470万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,633万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページを開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を、3ページに載せてございます。4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。5ページの歳出をご覧ください。今回の補正額合計1億4,470万7,000円の財源については、国道支出金で6,397万9,000円、その他で700万円、一般財源で7,372万8,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き下さい。

2款総務費 1項総務管理費 12目財産管理費 17節備品購入費では、本町の国際交流施設である北海道インターナショナルスクールニセコ校において、自動体外式徐細動器、AEDが未設置であり、先方からの申し入れがあったことから新たに1台設置するための購入費用264,000円の計上でございます。

15目町民センター費 14節工事請負費では、西富地区町民センター外構工事231万円の計上です。別冊の補足資料1ページをご覧ください。町民センターの外構工事につきましては、当初予算198万円でございます。舗装されていない部分を中心に、図面では1ページ、図面の太線枠部分を施工する予定でございました。雪解け後に建物周辺の状況を確認したところ、建物と道路に想定以上の高低差があること、既存舗装に数か所のくぼみがあり大きな水たまりが出来ること、建物横の防火水槽の周りを除雪や駐車スペースとして活用することから舗装する面積が増える見込みとなりました。また、隣接する土地との外構処理について、地権者との協議により工事内容が変更となったことから増額補正するものでございます。財源として辺地債の申請を行う予定でございます。

22目新型コロナウイルス特別対策費について説明をいたします。10節需用費、11節役務費、12節委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策等に係る各種経費の計上となります。10節需用費の消耗品費256万9,000円では、蔓延拡大する感染症対策を強化するため、簡易防護服300枚、ニトリルゴム手袋3,000枚、マスク30,000枚の購入費で229万4,000円、また、新型コロナウイルス対策全般としてコピー用紙等の事務用品で27万5,000円の計上となります。印刷製本費では、この後経済対策で説明いたします応援福袋販売促進事業のチラシ作成で10万円、封筒印刷で2,700枚の16回分で68万4,000円、合わせて78万4,000円の計上です。11節役務費の通信運搬費では、感染症対策全般に対する普通郵便やタウンメール分と商品券発行事業の簡易書留代として190万6,000円の計上です。広告料では、応援福袋販売促進事業における町外向け周知、新聞又は雑誌の広告代で21万8,000円。手数料では、感染症対策として、この部分は経済対策と別となりますが、国からの通知に基づき、町内各公園、これは別冊補足資料2ページ、各公園の場所の図面を載せておりますが、農村公園及び団地内公園6か所における遊具の消毒を行うための必要経費として85万8,000円の計上です。なお、この対応につきましては4月23日から既存予算で実施しており、団地内公園は週に1回、農村公園は雨天を除き毎日実施する予定となっております。また、経済対策に係る新聞折込みとして3万3,000円、合わせて手数料では89万1,000円の計上です。12節委託料では、応援福袋販売促進事業のチラシ・WEBデザイン作成業務委託料として16万5,000円となっております。18節負担金補助及び交付金の説明をいたしますが、別冊の補足資料とあわせてご覧下さい。中小企業特別融資保証料補助で103万7,000円の計上と、議案11ページ18節の下から3段目の中小企業特別融資利子補給事業補助51万2,000円の計上については、別冊補足資料3ページをご覧いただきたいと思っております。現在、町で実施しております中小企業特別融資事業について、北海道信用金庫ニセコ支店を通して、運営資金や設備資金への融資を実施しているところです。現状の融資枠は、町からの預託金500万円の3倍である1,500万円となっておりますが、さらに預託金を500万円追加し、融資枠を3,000万円と拡大するとともに、新型コロナウイルスの影響を理由とする融資の場合は、利息及び保証料を全額助成するための費用を補正するものでございます。なお、預託金については、議案

11ページの下段、20節貸付金で、中小企業特別融資預託金500万円を計上してございます。次に、ポイントカード普及拡大事業補助として556万円です。こちらは別冊補足資料4ページを参照してください。綺羅カード会で取り組んでおります綺羅ポイントカードについて、子育て支援ポイント還元や買い物ポイント5倍還元を実施することにより、綺羅ポイントによる買い物が増えるなど、綺羅カード加盟店及び消費者双方のメリットを増やし、町内における消費低迷の回復を図るため補正するものでございます。内訳として子育て支援ポイント還元事業で220万円。買い物ポイント5倍還元事業で336万円の計上でございます。続きまして、買物相談・配達代行等支援事業補助では385万円の計上です。別冊補足資料5ページを参照してください。新型コロナウイルスに伴い町内の消費が低迷し、様々な事業者に影響が出ている一方で、消費者も感染の恐れから外出自粛する状況が続いております。そこで、高齢者や障がいのある方等の要望に基づき、町内商店やテイクアウトを実施している飲食店に対して、商品の配達代行等を行うための費用を補正するものでございます。続きまして、議案11ページ、飲食応援割引クーポン発行事業補助400万円の計上です。別冊補足資料6ページを参照してください。新型コロナウイルスの影響により、宅配サービスやテイクアウトなど、新たな参入を行っている飲食事業者が増えてきているところですが、これらの利用を町民に幅広く知っていただき、同時にリピート客を増やすことを目的に割引クーポンを発行するための費用を補正するものでございます。続きまして、応援福袋販売促進事業補助420万円。別冊補足資料7ページをご覧ください。こちらも新型コロナウイルスの影響により外出自粛が制限されるなか、本町で特産品を購入することが出来ない方々がいることから、特産品の詰め合わせなど事業者の企画提案による商品に対して、プレミアム分20%分を付加して通信販売を行う事業を実施するため補正するものでございます。事業補助の内訳として、特産品プレミアム分200万円、配達送料170万円、事務費50万円で合計420万円の計上となっております。続いて、ニセコフォトチャレ支援事業補助80万円。別冊補足資料8ページになります。本年度4月1日からニセコフォトチャレ実行委員会が実施している「ニセコフォトチャレ事業」に対して支援を行うものです。「ニセコフォトチャレ事業」は、春のニセコで撮影した写真をインスタグラムかフェイスブックに投稿し、5月31日までに応募した写真の中から当選者100名に宿泊券、食事券、アクティビティ券などの賞品をプレゼントするというものです。この中で、町からの支援として賞品送料、広告デザイン費等の運営費にかかる費用を補助します。続きまして、商品券発行事業補助1,613万6,000円。別冊補足資料9ページとなります。こちらも新型コロナウイルスの影響により地域経済が縮小していることから、地域経済の喚起対策として、ニセコ町に住民登録がある町民全員に対して1人3,000円の商品券を配布するものでございます。商品券は、ニセコ町商工会で取り扱っている商品券を活用し、町民1人につき500円の商品券6枚を配布します。対象は令和2年6月1日時点において住民登録されている町民とし、6月2日以降に出生予定がある子どもについても対象とします。続きまして、観光回復イベント開催経費補助1,000万円。別冊補足資料10ページとなります。新型コロナウイルスが終息した後、感染拡大防止の影響により大きく落ち込んだ観光需要の回復及び喚起を図るため、地域事業者が企画提案する観光イベントの実施に要する経費を支援することで、町外観光客を再び呼び込み地域の再生を図るものです。内訳として、ニセコビュープラザ直売会150万円、ニセコリゾート観光協会150万円、道の

駅ニセコビュープラザフードコート100万円、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯100万円、その他企画提案事業者分として500万円、合わせて1,000万円の計上となっております。続きまして、飲食・宿泊券発行事業補助1,124万6,000円の計上です。別冊補足資料11ページとなります。新型コロナウイルスが終息する時期を見計らいまして、宿泊施設及び飲食店で使用できるプレミアムクーポンを町民全員に配布するものです。プレミアムクーポンは1人あたり2,000円、500円4枚分とし、町内の利用需要の喚起を図ります。続きまして、勤労者福祉厚生資金融資利子補給事業補助45万5,000円とその下、勤労者福祉厚生資金融資保証料補助9万2,000円でございます。別冊補足資料12ページとなります。現在、町で実施している勤労者福利厚生資金融資事業について、北海道労働金庫倶知安支店を通して、勤労者に対する生活資金と教育資金の貸付を実施しております。現状の融資枠は、預託金200万円の2倍である400万円となっておりますが、さらに預託金を200万円追加し、融資枠を800万円と拡大するとともに、新型コロナウイルスの影響を理由とする融資の場合は、利息及び保証料を全額助成するための費用を補正するものです。なお、預託金については、議案11ページの下段、20節貸付金で勤労者福利厚生資金融資預託金200万円を計上してございます。続きまして、事業者経営維持・未来支援給付金3,900万円。別冊補足資料13から14ページになります。こちらも新型コロナウイルスの影響によりまして、宿泊業、飲食業、アウトドア事業者などの観光事業者が急激な収入減に直面しており、将来に向けての事業継続を支援するため、小規模事業者1事業者あたり15万円の給付を行うもので、260事業者分を見込んでございます。続きまして、観光施設持続化支援給付金1,877万1,000円。別冊補足資料15ページとなります。内訳といたしまして、温泉施設への持続支援給付金として1,772万1,000円。町内を訪れる観光客が大きく減少したため、ホテル等の温泉施設においても利用者が大きく減り、本町の観光資源である温泉施設が今後も継続していけるよう、入湯税納税施設に対して給付を行うものでございます。給付額については、令和元年度の入湯税納税額の20%といたします。次に、ゴルフ場施設への持続支援給付金として105万円。ゴルフ場においても利用者が大きく減り、休業等を余儀なくされ、経営に支障をきたしている状況です。本町の観光資源でもあるゴルフ場が今後も継続していけるよう、ゴルフ場利用税の対象施設に対して給付を行うものです。給付額については、令和元年度のゴルフ税利用税額の20%といたします。

続きまして議案12ページ、3款民生費 2項児童福祉費 1目児童措置費においては、新型コロナウイルス感染症経済対策において、子育て世帯への臨時特別給付金事業が実施されることに伴い、児童手当を受給する0歳から中学生のいる世帯に対する対象児童1人につき1万円の給付金と給付に伴う事務費を補正ございます。なお、本事業は10/10補助となるため歳入歳出同額の補正となります。3節職員手当等の時間外勤務手当では、給付事務に係る50時間分で13万7,000円の計上です。10節需用費の消耗品費ではコピー用紙やその他事務用品一式で2万7,000円、印刷製本費では、封筒の印刷で2万3,000円となります。11節役務費の通信運搬費では、郵送料で7万1,000円。手数料では口座振替手数料4万7,000円で何れも420世帯分の計上となっております。18節負担金補助及び交付金の子育て世帯臨時特例給付金では、給付金10,000円の対象見込み720人で720万円の計上です。子育て世帯への臨時特別給付金は、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村から支給を行うこととなります。交付に係る今後のスケジュールは、公務員以外の受給世帯334世帯へ、支給に関する案内文

と特別給付金に係る拒否届出書を送付しております。給付金を辞退する方は5月29日までに拒否届出書の提出が必要で、給付を受ける方は特に手続きは必要ありません。予定では6月15日頃に口座への振込みが開始されます。なお、児童手当の特例給付を受けている方は今回の給付の対象となりません。また、公務員の方は、それぞれの所属から配布される申請書により申請を行います。受付期間は10月30日までを予定しており、手続きが整い次第、振込みを行っていきます。

続いて13ページになります。4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費 27節繰出金では、簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金646万7,000円の補正でございます。

14ページになります。7款商工費 1項商工費 1目商工業振興費 18節負担金補助及び交付金では、ポイントカード普及拡大事業補助126万円の減額補正でございます。この補助金については、当初予算で子育て支援ポイント事業として計上していますが、新型コロナウイルス特別対策事業に計上替えするため減額補正するものでございます。

15ページになります。10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費 10節需用費の消耗品費では、22万9,000円の計上でございます。小学校においては統一して教材を使用していますが、一部の教材は高額でその負担を保護者をお願いしている状況となっております。経済的支援が必要となっている現状を踏まえ、保護者の軽減負担を目的に高額教材として鍵盤ハーモニカ5,200円の40台分について町から支給できるよう必要経費を増額補正するものです。なお、本年度は今後購入を予定している鍵盤ハーモニカのみとし、次年度以降は習字用具、リコーダーについても支給を検討をしたいと考えております。

続いて、歳入について6ページをお開き下さい。

15款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金 1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,647万4,000円については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、国において1兆円の交付金が創設されました。本交付金については、地域の実情に応じて、原則用途の制限がないものとされ、令和2年4月1日に遡って適用となることから、本町におけるニセコ町新型コロナウイルス緊急対策事業の財源として本町の限度額満額を活用する予定であることから、国から示された当該交付金見込額を補正するものでございます。2目民生費国庫補助金 2節児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金では、750万5,000円の計上です。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、子育て世帯への臨時特別給付金事業が実施されることに伴う財源となる国庫補助金を補正するもので歳入歳出同額の計上となっております。

7ページになります。19款繰入金、1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金 1節財政調整基金繰入金では、本町におけるニセコ町新型コロナウイルス緊急対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しますが、その不足分として財政調整基金繰入金6,100万円を計上するものでございます。

8ページ、20款 1項 1目 繰越金 1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るための1,272万8,000円の計上でございます。

9ページ、21款諸収入 3項貸付金元利収入 2目勤労者福祉厚生資金預託金収入 1節勤労者福

祉厚生資金融資預託金収入では、200万円の計上です。歳出で説明をいたしましたが、現在、町で実施している勤労者福利厚生資金融資事業について、北海道労働金庫倶知安支店を通して勤労者に対する生活資金と教育資金の貸付を実施しています。現状の預託金は200万円で、さらに200万円を追加するための費用を歳出予算で措置していますが、その預託金収入について補正するものです。3目中小企業特別融資預託金収入 1節中小企業特別融資預託金収入では、500万円の計上です。現在、町で実施している中小企業特別融資事業について、北海道信用金庫ニセコ支店を通して、運営資金や設備資金への融資を実施しています。現状の預託金は500万円ですが、さらに500万円を追加するための費用を歳出予算で措置していますが、その預託金収入について補正するものでございます。

議案第3号については以上でございます。

日程第7、議案第4号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。17ページをお開き下さい。

議案第4号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ646万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億446万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページを開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が18ページ、歳出を、19ページに載せてございます。20ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。21ページの歳出をご覧ください。今回の補正額合計646万7,000円の財源については、全て一般財源となっております。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、23ページをお開き下さい。

2款管理費 1項維持管理費 1目維持管理費 12節委託料では、精密水質検査委託料19万8,000円の計上です。現在全施設で水質検査を実施しておりますが、水道法の中の水質基準に関する省令改正に伴い、令和2年4月1日から全11施設のうち飲料水の供給施設を除く9施設において、新たに六価クロム検査が対象項目となったことから、追加分として1回5,500円の9施設、年4回分の費用を補正するものでございます。

続いて3款 1項 1目建設改良費 12節委託料では、精密水質検査委託料94万3,000円。市街地区配水池における水源整備に伴い、認可変更を行うためには新たな水源候補地の水質検査を実施する必要があるため、継続検査4回分及び臨時検査10回分の費用を補正するものでございます。水源候補地の場所については別冊補足資料1ページをご覧ください。1ページ上の方、羊蹄地区でございますが、市街地区配水池新水源候補地ということで場所を記載してございます。次に、ニセコ地区新規井戸測量調査委託料532万6,000円の計上です。こちらも別冊補足資料をご覧ください。1ページ左上の方になります。ニセコ地区水源の湧水量低下に対応するため、新たな水源整備が必要となっ

ております。施設周辺の環境を勘案すると、ニセコ地区配水池からアンヌプリ側での井戸の掘削が、経済的、時間的に最も有効と考えられますが、ニセコ地区配水池の周辺は国定公園内であることから、地下水の利用に伴う井戸整備の協議や仮設道路設計を含めた測量調査等を行うため必要となる費用を補正するものでございます。

次に22ページの歳入です。

3款繰入金 1項 1目 1節一般会計繰入金では、歳入歳出予算の収支均衡を図るため646万7,000円の計上となっております。

説明は以上ですが、本補正予算にかかる歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊の補正予算資料No.1をご覧くださいと思います。

議案第4号については、以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（猪狩 一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、11時05分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時03分

○議長（猪狩 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号、請負契約の締結について（ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事）の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、請負契約の締結について（ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号、町税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木 直良君) 何点か質問させていただきます。まず歳入ですが、歳入の大部分は国庫補助、総額1兆円のなかのニセコ町への配分の分と。それをカバーする財政調整基金ということで、交付金を超える調整基金の取り崩しということになっております。いろいろ社会情勢というか、政治的なニュースも流れているなかで、今回の交付金の規模については各方面からこれでは足りないという要請なり声が出ております。以前のリーマンショック時の対策と比べても、かなり低いのではないかということで、いろいろな地方自治体から声が出ておりますが、これに関して町長としての評価と言いますか、所見、あるいは今後の対応にもしお考えがあればお聞きしたいと思います。これが1点です。

それから、全般の経済対策、非常にいろいろなメニューを揃えていただいて、その辺の努力については感謝しております。これについて、どうやって町民の方へ周知していくかということが、私の経験からもちょっと考えるところがあるのですが。たとえばいま私がしているマスクは、先日町から届いたマスクです。ご近所の方と話をすると、マスクが配られている家と配られていない家があり話題になりました。マスクと一緒に届いた説明文の中には70歳以上ということが書いてありました。受け取った人はわかりますが、届いていない方からするとわからないわけです。お隣に来たのに私には来ていないというふうに思ってしまう。ですからせつかく届けて喜んでいただいているのですが、一方でそれを知らないとなにか不公平ではないかと思いを生み、情報不足だと思

います。いろいろなメニューが出ているなかで、それを町民全体に情報が行き渡る工夫は必要ではないかと思うのです。我々はある企業さんからの寄付があつて、そういうものの活用だなどわかりますが、届いた文章の中にはそういうことは一切書いていない。同じ対策をやるにしても、丁寧に説明するということと、その情報が全体に平等に行き渡るようにしたほうが理解をしやすいのではないかと考えています。その点についての質問が一つです。

それから、個別の話になるかもしれませんが、3点目で教えていただきたいのは、中小企業基本法に基づく中小企業が対象、今回は個人事業主さんにも15万円の支援金が出るというように読み取れます。たとえばたまたま聞いた話では、あるホテルで受託ということでマッサージを請け負ってやっているという個人の方がいらっしゃいます。こういう方が対象になるのかならないのかということが、この説明だけではわかりにくいところがあるので、対象とわかるような工夫が必要だと思います。個別の話で申し訳ありませんが、そういった方が対象となりうるかどうかという質問をさせていただきます。以上3点です。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 最初にありました1兆円の関係であります、マスコミ報道等によって1兆円ということが言われています。実際は今回7千億円が配分され、そのうち1/2が都道府県、1/2が市町村ということであります。前回のリーマンショックのとき1兆円が配分されましたが、その時は1億9,763万円でした。今回来た額はここに記載のとおりですが、我々にとって相当ショックな数字といいますか5,647万4,000円ですので、前回交付からみると28.57%でしかないということで、いま国のほうでも追加に向けて補正予算等の審議、検討が行われているので、次の追加に大いに期待したいと思います。基礎自治体の現場においては、まさに住民の命と暮らしを守る最前線にありますので、そこにきちんと配分をいただきたいというのは引き続き全国町村会含めて要請を行っていきたくて考えているところであります。次にマスクにつきましては、確かに届いていない人にとっては情報がいないということがあります。今回議会で全体の予算をお認めいただけましたら、これに基づき感染症対策についてはこういうことをやっています、経済対策についてはこういうことをやりますという大枠の資料を、タウンメールを用いて全て所在するところへお送りするという周知をさせていただくと考えているところでございます。よろしく願いいたします。マッサージの件については担当のほうからご説明させていただきます。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 整体・マッサージについては、補足資料の14ページにも記載させていただいております、②に今回対象とする業種については宿泊業・飲食店・小売業・アウトドア事業者・食品製造事業者・運送事業者・美容事業者を限定してございます。今回は整体については該当になっていないということで、これについてはここ2週間ずっと町長とも議論させていただいて、基本的には水道等の料金等、維持経費にかなりかかっているところを重点的にするというので、マッサージについては除外したという経過と、北海道の休業補償の対象になっている事業者ですので、その分も加味しながら除外させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 高木議員。

○8番（高木 直良君） 最初の2点についてはぜひ取り組みを具体化して、特に政府に対する要請については足並み揃えて何とか次の追加の交付金についても実現できるよう、よろしくお願ひしたいと思います。それから、3点目の説明の最後のほうがよく分からなかったのですが、道のほうでは対象にしているという意味ですか、それとも道も対象にしていなくてそれに準じるということでしょうか。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） すみません、少し聞きづらかったようなので、もう一度説明いたします。今回全体のほうも対象とするか議論をしましたが、全体は基本的に水道等の利用が少ないということもあって、そこは対象外にしましょうという議論でした。もう一方で、北海道の休業補償の対象には該当しておりますので、そういったことも加味したということでございます。

○議長（猪狩 一郎君） 高木議員。

○8番（高木 直良君） わかりました。その辺の周知もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 木下議員。

○2番（木下 裕三君） 高木議員から周知に関しての質問がありましたが、タウンメールを使って周知するということでしたが、その中でスケジュール、どういった時期にこういう事業をするんだよということがわかるようなものをぜひ入れていただき、全体の様相が分かるようなものにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 商工観光課だけの事業ではありませんが、全体のスケジュール等については事業の概ねの目安を町民の皆さんに渡していきたいと考えております。ただ、事務の準備の都合もありますので、できるものから速やかに実施していくということを考えております。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） これまでこういった資料で事業をご説明させていただいた経緯もございますので、これら経済対策の中身と今回はついておりませんが感染症ですでにマスクを購入している、あるいはこういう状況だということに合わせて、そして言われた通り見やすいように、これがいつ頃から動くのかという月を追ったようなスケジュールが見えるものを添付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 1点目は10ページの10節需用費の消耗品の中で、マスクとか簡易防護服、ゴム手袋3,000枚、防護服は700ですか、とあるのですが、この簡易防護服というのはどういふところを想定して、もちろん町内だと思っておりますが配布されるのか教えていただきたいです。それから2点目は同じ10ページの18節買物相談・配達代行等支援事業補助とありますが、これは確かに高齢者とか車のない方とか不要不急の外出禁止ということもあって、買物に行きづらいということは私も直接2人の方からそういうお話を受けてきましたので、これは大切なことと思うのですが、たとえば車がないとか一人暮らしだとか年齢とか、何か規定はあるのでしょうか。そのあたり

をもう少し説明していただきたいと思っています。それから3点目、11ページ、これは私理解しづらかったのですが、飲食応援割引クーポンというのは飲食店を利用すると割引クーポンを利用できるというふうに理解してよろしいですか。町内の飲食店を利用すると1回につき300円割引になるという理解でよろしいのでしょうか。そうするといろいろなところに、普段飲食店を利用しやすくするために、これはクーポン券が一人何枚とか、そういうことがあるのでしょうか。それとも利用した人が5件行こうが10件行こうが行った数、1件300円の割引クーポンが出るという意味なのか、ちょっと分からなかったので教えていただきたいと思います。それから同じ11ページの下のほう、飲食・宿泊券発行事業補助とあるのですが、これ町民にとあります。飲食はわかります。これは1人につき2,000円分限定とありますが、宿泊券とありますが町内のどこかへ宿泊すると想定してここに付け加えた意味なのでしょうか。それから12ページ、子育て世帯に、児童手当をもらっているところに1万円追加補助が出たということは大変素晴らしいのですが、児童手当というのは一応中学生まで担っているのですが、ニセコ町には18歳までの児童は800人少々しかいないのですね、児童の定義は18歳未満の子どもとなっているのですが、せいぜい100人ちょっとになるかと思いますがその部分を追加してもらえないものかなという思いがあります。

○議長（猪狩 一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井 幸則君） 防護服についてお答えします。購入は簡易防護服300枚、これは備蓄用でございます。想定といたしましては除菌作業での使用、あるいはニセコ福祉会での除菌対策に使用するかなと思っております。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 買物相談・配達代行等支援事業は補足資料の5ページに概ねの内容は書いてございますけれども、基本的には高齢者の皆さんがコロナが怖くてなかなか買物ができないというような事象もみられるということで、まずはご相談をさせていただいたなかでどのような対応ができるかというようなこととお話させていただくと。相談については無料で、今のところ高齢者、70歳以上の世帯で障がい者、母子家庭、父子家庭など。高齢者世帯でも一方が70歳以上であればいいという設定にしたいと考えておまして、買物相談も含めていろいろな相談事、お困り事があるかと思っておりますので、まずとりあえず聞くというような仕組みを作る。それからそれに伴って買物があった場合については、事業者さんと協力して買物をしてあげて配達すると。配達料については、今のところの設定では2,000円以上で利用者側が1店舗につき100円の利用料を払うという仕組みにしていきたいと思っております。まだイメージ図で載せておりますけれども、商工会さんに補助して事業委託しますが、商工会さんともさらに詰めていきたいと思っております。それから飲食割引クーポンですが、これは6ページに詳細を記載しております。基本的には1枚300円を5個まで使えるクーポンを全世帯に配布して、宅配弁当・テイクアウトに関して1個に対して300円の割引するクーポンを発行するというように考えております。店内での飲食は感染拡大の観点からできないので、事業者さんも苦勞して今は宅配弁当やテイクアウト事業に変えておりますので、そういったものを応援していきましようということ考えています。それから11ページに載せております元気回復支援事業、これについてはコロナの感染拡大がある程度収まった段階で町民の皆さ

んへ飲食・宿泊券をお配りしようというものでございます。基本的のは飲食がメインになるかなと思いますけれども、もし使えるのであれば宿泊券としても使っていただくという意味で宿泊も兼ね備えたものにしようというものでございます。町民が町内で宿泊することは想定外ですけれども、宿泊事業者でも使えるという意味で広くそういったものにしていこうということで、宿泊事業者と飲食店で利用できる商品券のかたちにしていきたいと考えております。これは秋、9月か10月くらいかなと思いますが、状況をみて配布したいと考えております。

○議長（猪狩 一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 最後にご質問がありました子育て世帯の臨時特別給付金事業、こちらは0歳から中学生までに給付されますが、それを18歳まで拡大してはどうかというご質問だったと思います。この拡大分については、町としては現在行う予定はございません。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 再度はつきりしなかったところを伺いたいのですが、買物についてですけれども、2,000円以上だと100円の代価を払って、それは事業者と交渉するというか、受けてくれる事業者に対してはそういうことをするという。町内そんなにたくさんお店があるわけではないと思うのですが、それは受けてくれるかどうかということ町の方で確認するなりして、受けてくれるという事業者に対してこれだけしますという意味でよろしいでしょうか。説明していただいたのですが、詳しい規定というのはこれから作られるということで検討中ということもあるのでしょうか。事業者との交渉ですね。どこの事業者でもいいというわけではなくて、受けてくれるところに対してするというふうにとっていいのですか。それからもうひとつ、飲食応援は利用する場合は何回でも大丈夫ということよろしいのでしょうか。割引が通用するというでよろしいのでしょうか。最後、林副町長は児童福祉手当をいただいている以外の子どもに対してはあたらないうことですが、子どもという規定は一応18歳までとなっていて、ニセコ町は医療も18歳までということで非常にその点は注目されているというか、すばらしい施策をされているので、今回に関しても高校生を抱えている家庭もいろいろと大変なことがあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと再度申し上げます。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 買物相談ですが、基本的には利用者さんが2,000円買物をすれば利用料を1店舗につき100円払うということでございまして、その店舗は商工会さんのほうで登録制にして、登録していただける店舗を選定します。たとえば、A店・B店・C店があったら2,000円ずつ買ったら100円×3の300円利用料がかかるということでございます。それから、割引クーポンは最大限度1,500円まで使える割引券を各世帯に2枚お配りします。たとえばAさんが500円の弁当を1個買ったらそこから300円引いて200円を支払います。300円は店舗さんから受託事業者さんとの換金になるというような仕組みにしたいと思っております。

○議長（猪狩 一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原 正男君） 観光回復イベント開催支援に係って質問いたします。この中で記載されています大きな点について、施設あるいは団体等特定対象者が行う場合と一般公募による場合と2

つに分けられるということです。たとえば道の駅で2件、リゾート観光協会で1件、綺羅乃湯で1件と150～100万円の範囲の中で予算化しておりますが、具体的にどのような事業計画を想定されているのかお伺いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 観光回復イベント開催支援事業ですが、基本的には感染拡大がある程度治まった段階でイベント等を開催してと考えておりまして、道の駅にしても観光協会にしても綺羅乃湯にしても、他の公募の事業者さんにしても、事業計画をそれぞれ出していただくということで考えております実施は秋くらいを目指して、今後事業者さんと決めていきたいと思っております。公募者のほうも感染拡大の状況を見て公募を開始すると、これもおそらく8月、お盆過ぎ以降になるかと思えます。各事業者さんに事業計画を出していただいたなかで全体の事業計画を決めていくということで考えております。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 町民の皆さんをはじめ感染症対策を一生懸命にやっている最中で、具体的にこういうイベントを開催するというものは持っておりません。いま疲弊するなかで、将来終息に向かってちょっと光が見えてきたとき、では次の一手をどう行動しようといった時に、町はこれだけの予算は用意していますと皆さん一緒にやりましょうという用意しているものがなければ、最初から何かやるのに財源どうするということになってしまうので、こういう枠を町としては用意しております、こういう財源が想定されているからみんなで頑張ろうという知恵を出し合って、終息出来たらニセコの観光が元気に活動するように、そして詳細はまだ全く決まっておりますが、そういったことに知恵を出し合うことが住民自治活動の次のステージにいくというふうに考えておりまして、その財源を今回議会の皆さんにご承諾いただければ、知恵を結集して終息後のイベント等をやりたいということで予算化しているということをご理解賜りたいと思えます。

○議長（猪狩 一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原 正男君） 概ね理解はできるのですが、今回の事業費のそれぞれの額の範囲において、たとえば一般的には1/3ですとか2/3ですとか、あるいは100%なのかというような基準があって計算が成り立つのではないかと。そういうのが何もなく使うということにはならないのではないかと単純に思うのですが、その辺の基準があるのでしたら教えていただきたいと思えます。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 町長のほうからも答弁あったとおりでございまして、基準は今後制定するというので考えております。各事業者さんと概ね協議した中での概算の金額をあげ、全体枠を町で決めて、あと事業者さんと協議していきます。

○議長（猪狩 一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原 正男君） そこはやっぱり大事にしなければならないところではないでしょうか。町の税金を使って行うわけですから、予算化すれば好きに使っていいよというのではなくて、事業者もある程度の負担をするのかしないのか、その点だけははっきりしておかないとなんでもありになってしまうじゃないですか。基準も何もない、そんなことでこの先適正な行政が推進されるのか

どうかいうことの不安感をいま持っております。それともう1点確認したいのは、休業補填的な意味合いは全くないものと私は考えます。その点もそういう理解でいいものか再度質問いたします。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 10ページに書いてありますが、概要の中に「その費用の一部を補助金の交付により支援する」ということをうたっておりますので、100%するということでは今のところ考えておりません。それから、これはあくまでも観光回復のイベントの開催事業の支援費でございますので、休業に即したものというふうには考えておりません。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 篠原議員がおっしゃるように、何もなくどんどん使うということではありません。この概要にありますような主旨で、かつ、これまでのイベントでもそうですけれども、何かやるときその財源はどうするのよ、今こんなに疲弊しているときに元になるお金がないというところから出発するのではなくて、町としては議会としてもこれだけ予算がありますと。その中で知恵を出して皆でうまく活用しながら観光回復のいろいろな事業に取り組んでいこうというような主旨であります。詳細がすべて決まって初めて予算化するというのは、準備もいろいろな動き自体も相当停滞して遅くなっていく。そうではなく、あらかじめこの枠で皆で頑張ろうというのは、今のコロナウイルスの状況を考えてとニセコ町にとって大変重要なこと、そこに皆が知恵を出す、そして皆がそれぞれ実行主体者として動く、行政依存ではないということの応援プログラムの一つとご理解賜れば大変ありがたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 小松議員。

○7番（小松 弘幸君） この度いろいろな対策を講じられておりますけれども、この中の事業者経営維持・未来支援給付金について、各事業者へ15万円支給するということで3,900万円を計上しておりますけれども、まだ国からお金は入ってきておりません。お金が入ってくることを想定してこういうことを考えておられると思っておりますが、申請期限は告知してから1か月を予定しているということで、6月になるのかなということですが、もっと早くできないのかという思いがあります。その辺、検討できないのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 今回、この給付金を交付するにあたり、対象事業者さんを中心に絞り込んでおります。事業者さんの総数が500件近くございまして、その中からひとつひとつある程度業種を絞りながら調整をしております。私たちも早めにはさせていただきたいのですが、事業者数を見ていただくとかなりの数ですので、毎日残業させていただいておりますが、やれる範疇で早めにとは考えております。告知次第できるだけ早急にさせていただきたいなと思います。できれば6月に入った時点で告知はしたいと考えておりますので、ちょっと時間をいただきたいなと思っております。

○議長（猪狩 一郎君） 小松議員。

○7番（小松 弘幸君） なぜこんなことを言ったかと言いますと、特にいま飲食業がテイクアウトとかやって努力しておられるのですが、今月どうやって乗り越えるかなという思いのお店が結構

あるのです。できるだけ早くやっていただきたいということを言いたくて、これは意見ですが努力していただきたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 現在町も定額給付金等いろいろなことが並行して進んでいる状況ですので、全体スケジュールの調整もありまして、これを早めるとしたら他との関係もあって難しいと思うのです。全体のなかで少しでも早くということは考えながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号、令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本 和彦君） 水源については前回説明を受けておりますけれども、再度確認をさせていただきます。いま、羊蹄とアンヌプリの水源ということで説明を受けておりましたけれども、今回もということですので、前回説明を受けたあとで何か現在に至って進展があるのかどうか。今回530万円を使って測量・調査をすることになっておりますが、この内容等を含めて説明をいただけたらと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山 康行君） 市街地区の水源の水質検査を今後行っていくというところは、いま市街地区の配水池が国道から羊蹄近藤連絡線に入るところ、250m行ったところにありますが、その手前70mほどのところを左側羊蹄山側に入ったところに1日800から900m³程得られるという調

査結果が出ています。その水質検査を今年度行っていきたいと考え、予算計上させていただいております。2点目のアンヌプリ・ニセコ地区ですが、ニセコ地区の532万6,000円の内訳としては、ここの地区が自然公園法に入っておりますので、その自然公園法の協議関係に係る費用、井戸掘削にあたっての進入路が必要となってくるので、その進入路と場内の道路設計費、それから仮設道路を造るうえでの測量調査、立木の補償も含めた調査費用、合わせて532万6,000円の計上となっております。

○議長（猪狩 一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本 和彦君） わかりました。今回のことから外れるかもしれませんが、今いろいろなところで水が不足しており、今回のような事態になっていると思います。いま考えている以外に適当な水源地はあるのかどうか、調査を含めてやられているかお聞きします。

○議長（猪狩 一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山 康行君） いま水量が特に不足していると考えられている市街地とニセコ地区、去年ですが桂地区のほうの水源も不足しているということで、そちらのほうも新たなボーリングをして進めていきたいということで関係会社と協議している段階です。その他の地区では水源のことは考えておりません。新たな水源地はあるかということも、まだ調査しておりません。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了しました。

これにて、令和2年第4回ニセコ町議会臨時会を閉会します。ごくろうさまでした。

開会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)